

平成 29 年(2017 年) 6 月 14 日

## 指定居宅介護支援事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）」の規定に基づき、平成 29 年 6 月 14 日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 法人名

法人名：株式会社オールケアサポート

所在地：札幌市豊平区美園 3 条 8 丁目 4 番 1 号サエグサ第 2 ビル 3 0 6 号

代表者：代表取締役 小野寺 宏一（おの でら ひろかず）

#### 2 事業所名

事業所名：居宅介護支援事業所オールケアサポート

所在地：札幌市豊平区美園 3 条 8 丁目 4 番 1 号サエグサ第 2 ビル 3 0 6 号

#### 3 事業の種類

居宅介護支援（平成 27 年 10 月 1 日指定）

#### 4 行政処分の内容

##### (1) 行政処分の内容

指定居宅介護支援の指定の全部の効力の停止（1 か月間）

##### (2) 期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで

#### 5 行政処分の理由

##### (1) 不正請求(法第 84 条第 1 項第 6 号)

- ・雇用前の介護支援専門員がサービスを提供した。
- ・居宅サービス計画交付日に理由なく当月のモニタリング（計画の実施状況の把握）を実施した。

##### (2) 虚偽報告(法第 84 条第 1 項第 7 号)

事実と異なるサービス担当者会議の会議録を作成し、監査時に虚偽の報告を行った。

##### (3) 虚偽答弁(法第 84 条第 1 項第 8 号)

サービス担当者会議の出席者について、監査時、虚偽の答弁を繰り返した。

##### (4) 不正の手段による指定（法第 84 条第 1 項第 9 号）

常勤で勤務することが必要な職員について、常勤で勤務できないことを知りながら、常勤で勤務することを記載した勤務表を提出して事業者の指定を受けた。